

資金運用専門委員会（仮称）の設置について（案）

厚生労働省年金局

1. 設置の趣旨及び目的

年金財政については既に財政検証に着手しているが、厚生労働大臣が定める管理運用独法の次期中期目標（平成22年度からの概ね5年間）や関係法令に定めた年金積立金の運用の基本的枠組みや方向性についても、検討を行う必要がある。

また、年金積立金の運用においては、平成20年度には財政融資資金預託金の満期償還がすべて完了し、年金積立金のほぼ全額が年金積立金管理運用独立行政法人（管理運用独法）により管理運用されることとなるほか、本年4月は被用者年金制度一元化法案が国会に提出（継続審議）されるなど、年金積立金の管理運用をめぐる環境は大きく変化してきている。

他方、資金運用に係る審議を行っていた年金資金運用分科会が、年金資金運用基金の廃止、専門性を高めた年金積立金管理運用独立行政法人の設立を機に廃止された結果、現在は積立金の管理運用について専門的に議論をいただく場が審議会には存しない。

このため、上記のような新たな諸課題について、制度構築等の観点から専門的に議論していただくため、金融・資金運用などの経済の専門家を中心とした学識経験者等からなる委員会を設置する。

2. 検討課題

- ・年金積立金の運用の在り方をめぐる諸課題について
- ・財政検証を踏まえた中期目標の見直しについて
- ・年金積立金の運用に関する国民・市場参加者等への情報提供等について 等

3. 設置の方法及び会合の名称

経済前提専門委員会と同様、社会保障審議会年金部会に委員会として設置し、金融・資金運用などの経済の専門家を中心とした学識経験者等により構成する。

委員会の名称は、資金運用専門委員会（仮称）とする。

4. スケジュール

- ・平成19年10月中を目途に第1回会合を開催
- ・以後、随時開催